

調査の概要

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されています。

3 調査の期日

2010年（平成22年）12月31日現在で実施しました。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（第12回改訂）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）です。西暦の末尾が0, 3, 5, 8年の年に全ての事業所に対して調査を実施し、それ以外の年は従業員4人以上の事業所を対象としています。2010年（平成22年）は全数調査の年ですが、2012年（平成24年）2月1日に実施される経済センサス－活動調査において、全ての事業所を対象とするため、今回の調査においては、従業者4人以上の事業所を対象に調査を実施しました。

直近6か年の全数・非全数調査区分

実施年	区分	実施年	区分
2005年（平成17年）	全数	2008年（平成20年）	全数
2006年（平成18年）	非全数	2009年（平成21年）	非全数
2007年（平成19年）	非全数	2010年（平成22年）	非全数

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者4人以上29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者の自計申告により調査を実施しています。

6 調査事項

巻末の工業調査票甲及び乙のとおりです。

利用上の注意

この報告書は、2010年（平成22年）12月31日現在で実施された経済産業省所管工業統計調査の結果を市で独自に集計したものです。

調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については、集計から除外しています。各統計表は従業者4人以上の事業所について集計したものです。

1 産業分類について

統計表中の産業名（中分類），重化軽区分及び業態区分は，次のとおりです。

No.	産業名略称	産業名（産業中分類）	重化軽区分	業態区分
09	食料	食料品製造業	軽工業	消費関連その他型
10	飲料	飲料・たばこ・飼料製造業		
11	繊維	繊維工業		素材型
12	木材	木材・木製品製造業（家具を除く）		消費関連その他型
13	家具	家具・装備品製造業		
14	紙製品	パルプ・紙・紙加工品製造業		素材型
15	印刷	印刷・同関連業		消費関連その他型
16	化学	化学工業	化学工業	素材型
17	石油	石油製品・石炭製品製造業		
18	プラスチック	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	軽工業	消費関連その他型
19	ゴム	ゴム製品製造業		
20	なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業		
21	窯業	窯業・土石製品製造業		素材型
22	鉄鋼	鉄鋼業		
23	非鉄	非鉄金属製造業	重工業	加工組立型
24	金属製品	金属製品製造業		
25	はん用機器	はん用機械器具製造業		
26	生産用機器	生産用機械器具製造業		
27	業務用機器	業務用機械器具製造業		
28	電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業		
29	電気機器	電気機械器具製造業		
30	情報機器	情報通信機械器具製造業		
31	輸送機	輸送用機械器具製造業		
32	その他	その他の製造業	軽工業	消費関連その他型

なお，日本標準産業分類の改訂により，19年以前の時系列の数値について，本書では次のような取り扱いをしています。

「11繊維」については，「11繊維」及び「12衣服」の数値が各々統合されています。「25はん用機器」，「26生産用機器」及び「27業務用機器」については，「26一般機械」，「31精密機械」及び「32その他」の数値が各々統合・再編されています。

2 集計項目の説明

(1) 事業所数

平成22年12月31日現在の数です。一般的に工場，製作所，製造所あるいは加工所などと呼ばれるような，一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数

平成22年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計です。

(3) 現金給与総額

平成22年1年間に常用労働者のうち雇用者に対し，支給された給与（基本給，諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額等の合計です。

(4) 原材料使用額等

平成22年1年間における原材料使用額，燃料使用額，電力使用額，委託生産費，製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計で，消費税額を含みます。

(5) 製造品出荷額等

平成22年1年間における製造品出荷額，加工賃収入額，製造工程からでたくず及び廃物の出荷額及びその他収入額（修理料収入等）の合計であり，消費税等内国消費税額を含みます。

(6) 製造品，半製造品及び仕掛品，原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものです。原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品を含んでいます。年初は2010年（平成22年）1月1日現在，年末は2010年（平成22年）12月31日現在をいいます。

(7) 有形固定資産の額

平成22年1年間における数値で，帳簿価額によります。

ア 有形固定資産の取得額は，土地，建物及び構築物（土木設備，建物附属設備を含む），機械及び装置（附属設備を含む），その他（船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品等）の額をいいます。

イ 建設仮勘定の増加額は，この勘定の借方に加えられた額をいい，減少額は，この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

ウ 有形固定資産の除却額は，有形固定資産の売却，撤去，滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいます。

(8) 工業用地

ア 敷地面積は，平成22年12月31日現在において事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

イ 建築面積は，事業所敷地面積内にある全ての建築物の面積の合計をいいます。

ウ 延べ建築面積は，事業所敷地内にある全ての建築物の各階の面積の合計をいいます。

(9) 工業用水

ア 水源別用水量

(ア) 公共水道は、県又は市町村によって経営されている工業用水道又は、上水道から取水した水をいいます。

a 工業用水道は、飲料に適さない工業用水を供給する水道から取水した水をいいます。

b 上水道は、一般水道のことで、飲料に適する水を供給する水道から取水した水をいいます。

(イ) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

(ウ) その他の淡水は、公共水道、井戸水及び回収水以外の淡水をいいます。例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などです。

(エ) 回収水は、事業所内で一度使用した水を循環させて使用している水をいいます。

(オ) 海水は、海及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいいます。

イ 用途別用水量

(ア) ボイラ用水は、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用した水をいいます。

(イ) 原料用水は、製品の製造過程において、原料としてそのまま使用した水、あるいは製品原料の一部として添加使用した水をいいます。

(ウ) 製品処理用水及び洗じょう用水は、原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用した水及び工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用した水をいいます。

(エ) 冷却用水及び温調用水は、工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用した水、工場内の温度又は湿度の調整などのために使用した水をいいます。

(オ) その他の水は、上記(ア)～(エ)以外の従業員の飲料水、雑用水などをいいます。

3 集計項目の算式

(1) 生産額

ア 従業者30人以上の事業所

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額})$$

イ 従業者29人以下の事業所

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額}$$

注：平成18年以前の生産額の算式は製造品出荷額等を用いていましたが、平成19年調査から製造品出荷額+加工賃収入額に変更されました。

(2) 粗付加価値額

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額} * \text{注1} + \text{推計消費税額} * \text{注2}) - \text{原材料使用額等}$$

(注1) 消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付額または納付すべき税額の合計

(注2) 推計消費税額は消費税額を推計したものであり、算出にあたっては直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

(3) 付加価値額

ア 従業者30人以上の事業所

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

イ 従業者29人以下の事業所・・・粗付加価値額で集計しました。

(4) 有形固定資産

ア 有形固定資産投資総額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の増減額

イ 年末現在高 = 年初現在高 + 有形固定資産取得額 - 除却額 - 減価償却額

(5) 付加価値率、現金給与率及び労働分配率の算式

ア 付加価値率 =
$$\frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製造品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

イ 現金給与率 =
$$\frac{\text{現金給与総額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製造品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) - (\text{消費税を除く内国消費税額} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

ウ 労働分配率 =
$$\frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

4 統計表中の記号について

統計表中の符号用法は、次のとおりです。

「—」・・・該当の数値がないもの

「=」・・・分類項目がないもの

「0」・・・端数四捨五入による単位未満のもの

「△」・・・マイナスの数値であることを示します

「X」・・・1又は2の事業所に関する数値で、個々の申告者の秘密を保守するため秘匿した箇所です。また、前後の関係から数値が判明する場合には、3以上の事業所に関する数値についても「X」としました。ただし、「従業者数」については、秘匿項目としません。また、秘匿した数値は総数に含めていません。

5 その他の注意事項

(1) 統計表中の数値は、原則単位未満を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

(2) 産業分類は、製造品出荷額等の金額が多い品目で格付けされるため、製造品出荷額等はその品目と一致しないことがあります。

(3) 本報告書は、「平成22年神奈川県工業統計調査結果報告」から転載したものを含みません。

(4) 本報告書の数値は、後日、経済産業省から公表されるものと、相違する場合があります。